

平成22年2月23日

事業者の皆様へ

簡易リフト、エレベーターに関する建築基準法の手続について

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

工場等に設置される簡易リフト、エレベーターに関しては、労働安全衛生法と、建築基準法が適用されますが、事故を起こしたエレベーターについては、建築基準法の規定に基づく確認申請等の手続きがされておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

企業等のコンプライアンス（法令遵守）が強く求められる昨今、事業者におかれましては、工場等に簡易リフト、エレベーターを設置される際は、労働安全衛生法に係る設置届又は設置報告書と、建築基準法に基づく手続（建築確認、完了検査、定期検査報告）を適正に行っていただきますようお願いします。

なお、建築基準法に関する問い合わせについては、裏面に記載している3市又は県の担当部署までお願いします。

建築基準法では、

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

についても、原則として、建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

【問い合わせ先】 建築基準法に関する問い合わせは下記までお願いします。

設置場所	担当部署	連絡先
青森市	青森市 都市整備部 建築指導課	017-761-4518
弘前市	弘前市 建設部 建築指導課	0172-35-1111 (内線418)
八戸市	八戸市 都市整備部 建築指導課	0178-43-2111 (内線359)
平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町	東青地域県民局地域整備部 建築指導課	017-728-0226
黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、 大鰐町、田舎館村	中南地域県民局地域整備部 建築指導課	0172-32-1131 (内線356)
三戸町、五戸町、田子町、南部町、 階上町、新郷村	三八地域県民局地域整備部 建築指導課	0178-27-5111 (内線259)
五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町、 深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町	西北地域県民局地域整備部 建築指導課	0173-34-2111 (内線395)
十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、 六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、 おいらせ町	上北地域県民局地域整備部 建築指導課	0176-22-8111 (内線266)
むつ市、大間町、東通村、風間浦村、 佐井村	下北地域県民局地域整備部 建築指導課	0175-22-8581 (内線275)

【参考】 労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t 以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<p>●エレベーター かごの面積 1 m² 超かつ高さ 1.2m 超</p> <p>●簡易リフト かごの面積 1 m² 以下又は高さ 1.2m 以下</p> <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低</p> <p>← 小 面積 1.0m² 大 →</p>	<p>●エレベーター かごの面積 1 m² 超又は高さ 1.2m 超</p> <p>●小荷物専用昇降機 かごの面積 1 m² 以下かつ高さ 1.2m 以下</p> <p>高 ↑ 高さ 1.2 m ↓ 低</p> <p>← 小 面積 1.0m² 大 →</p>
		<p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>